

投稿要綱

1. 投稿者資格

本誌投稿者は、原則として、筆頭著者または共著者に、本学看護学科教員を1人以上含むこととする。但し、岐阜大学医学部看護学科・大学院医学系研究科看護学専攻広報・情報処理委員会（以下：広報・情報処理委員会）から依頼された原稿は、この限りではない。

2. 刊行形態

岐阜大学医学部ホームページの看護学科ページ（以下、看護学科ホームページ）上に、オンラインジャーナルとして刊行する。

3. 投稿論文の種類

原稿は下記の論文種別によるものとし、他の雑誌に未発表のもの。

原著：独創的で新しい研究成果を記述した研究論文。

当該分野のオリジナル論文、関連するエビデンスレベルの高い論文を含む、複数の論文との関連の上で、学術上の価値および有用性があり、看護学および医療の発展へ貢献が期待できるもの。

総説：看護・保健・医療等に関連する主題に関し、当該領域の研究を体系的に精査し、総合的な概説、研究動向及び展望を示すもの。

報告：看護・保健・医療等に関連する諸分野の研究及び実践に資すると認められるもの。

4. 投稿の手続き

- 1) 原稿は、パソコンの文書作成ソフト:Microsoft word を使用し（その他のソフトは受け付けない）、A4 版、横書きとする。書式は、上下・左右余白ともに 30mm とし、1 頁 40 字×40 行とする。また、本文に頁番号および頁ごとに行番号を入れる。
- 2) 図表は本文中に挿入せず、文章末に掲載する大きさに貼り付ける。
- 3) 原則として、原稿の種類を問わず、日本語・英語のタイトルと要旨を要する（英語についてはネイティブチェックを受け、PDF にしてある証明書を提出する）。
- 4) 査読用原稿は、著者情報（著者名、所属、連絡先、謝辞、文献など）にマスク（著者名等を記載した後に黒のペン機能を使用）する。
- 5) 原稿は word ファイルと PDF に変換したファイル両方を、次の広報・情報処理委員会宛てのメールアドレスに提出する。
メールアドレス：gkangoj@t.gifu-u.ac.jp
- 6) 初回投稿時に下記の書類一式を提出する。
 - (1) 投稿申請用紙
 - (2) 原稿（所属・氏名をマスクし、図表は文章末に掲載する大きさにして張り付けたもの）：word ファイル
 - (3) 原稿：PDF ファイル
 - (4) ネイティブチェックの証明書：PDF ファイル
 - (5) チェックおよび署名をした投稿用チェックリスト：PDF ファイル

- (6) 利益相反 (COI) 申請書 (論文中に利益相反があると記載している場合のみ) : PDF ファイル
- 7) 原稿の受付日は, メール提出した日とする。
- 8) 受付日を過ぎた原稿は, 原則として受理しない。

5. 原稿の頁数

投稿原稿の 1 編は, 原稿の種類を問わず図表を入れて 10 頁以内とする。英語の要旨 (Abstract) はこれに含まない。

6. 査読および掲載の採否

- 1) 投稿者は, 内容にふさわしい査読者を 2 名推薦することができる (内諾を得る必要はない)。また, 投稿者は, 査読者としてふさわしくない人物を広報・情報処理委員会に意見することができる。
- 2) 広報・情報処理委員会, 推薦された査読者を含めた複数の査読者候補から, 適切な査読者を選定し, 査読を依頼する。
- 3) 原稿の採否は, 原則 2 名による査読を経て, 広報・情報処理委員会が決定する。また, 論文の種別 (原著, 総説, 報告の別) についても, 広報・情報処理委員会が決定する。

7. 著者校正

査読を経て広報・情報処理委員会に受理された投稿原稿は, 著者校正を 1 回行う。2 校以後は著者校正に基づいて広報・情報処理委員会が行う。なお, 校正の際の加筆は一切認めない。

8. 倫理的配慮・著作権等

- 1) すべての著者は, 原稿の作成に直接関与したものであることを要する。筆頭著者は, すべての著者が原稿の投稿・公表に同意したことを確認してから投稿する。
- 2) 人および動物が対象である研究は, 主となる研究者が所属する施設の倫理委員会の承認を得ていることが必要である。その場合, 承認番号を本文中の該当箇所に明記すること。
- 3) 投稿原稿は, 他紙に未発表のものに限る。重複投稿は禁止する。
- 4) 掲載される論文の著作権は, 広報・情報処理委員会に帰属する。筆頭著者は, すべての著者から著作権の帰属について了解を得る。本誌の掲載論文の一部の転載を希望するものは, 広報・情報処理委員会に転載許可を得たうえで, 出典を明記しなければならない。
- 5) 学術機関リポジトリへの登載・公開は, 筆頭著者およびすべての共著者の承諾があるものとして認める。

9. 原稿執筆要領は, 別に定める。

10. 掲載料

- 1) 掲載料は無料とする。
- 2) その他, 校正, 図表等, 特別な費用を必要とした場合は, 著者負担とする。

附 則

この投稿要綱は、2022年1月12日より発効する。

この投稿要領は、2022年2月14日より発効する。

この投稿要領は、2022年9月7日より発効する。

この投稿要領は、2023年9月13日より発効する。